

委託設計書					委託方法	請負
所属部課名	学校教育部 学校施設課		設計年月日	令和8年1月	年度科目	令和8年度
学校 教育部長	審議監	課長	補佐	主査	班	設計者 設計内容 審査済
委託名称		松戸市立小学校自動火災報知設備等点検業務委託 (A区分)				
委託場所		松戸市立中部小学校ほか22校		委託期間	自 令和8年 4月 1日 至 令和9年 3月 31日	
委託価格		一金 円				
委託費計		一金 円				
設計概要		<ul style="list-style-type: none"> ・消防法第17条の3の3に基づく自動火災報知設備等の点検業務 ・建築基準法第12条第4項に基づく消防設備の点検業務 ・連結送水管耐圧性能試験 (4校6系統) 				

	名 称	規 格 尺 法	単位	数 量	单 價	金 頓	摘 要
	松戸市立小学校自動火災報知設備等点検業務委託（A区分）						
	業務原価						
	外観及び機能点検費		校	23			単価表第1表参照
	外観、機能及び総合点検費		校	23			単価表第2表参照
	建築基準法第12条第4項に基づく点検		式	1			単価表第3表参照
	連結送水管配管耐圧性能試験	4校6系統	式	1			単価表第5表参照
	業務原価計						
	一般管理費		式	1			
	委託価格計		式	1			
	消費税及び地方消費税		式	1			
	委託費計		式	1			

第 1 表		外観及び機能点検費						1校当たり
	名 称	規 格 寸 法	単位	数 量	单 價	金 頓	摘 要	
	直接人件費							
	保全技師補		人					
	保全技術員		人					
	直接人件費計		式	1				
	直接物品費		式	1				
	直接業務費		式	1			直接人件費 + 直接物品費	
	業務管理費		式	1				
	業務原価		式	1			直接業務費 + 業務管理費	

第 2 表		外観、機能及び総合点検費					1校当たり
	名 称	規 格 寸 法	単位	数 量	単 價	金 額	摘 要
	直接人件費						
	保全技師補		人				
	保全技術員		人				
	直接人件費計		式	1			
	直接物品費		式	1			
	直接業務費		式	1			直接人件費 + 直接物品費
	業務管理費		式	1			
	業務原価		式	1			直接業務費 + 業務管理費

第 4 表

防火シャッター・防火扉点検費

(1か所あたり)

第 5 表

連結送水管配管耐圧性能試験

松戸市立小学校自動火災報知設備等点検業務委託(A区分)仕様書

(甲を発注者、乙を受注者とする)

1. 点検回数

- 1回目 外観、機能及び総合点検（7月～8月に実施）
- 2回目 外観及び機能点検（1月～2月に実施）

2. 連結送水管耐圧性能試験

消防法の規定に基づき、連結送水管の耐圧性能試験を行う。試験実施校は別紙の通り。

3. 一般的事項

- ① 本業務実施にあたっては、消防法に基づき実施するものとする。
- ② 開始及び完了の際は、各学校の防火管理者の立会いを必要とする。
- ③ 乙は、作業実施中に発見した簡易な破損箇所は、発見と同時に改修するものとする。なお、諸設備のランプ等は、不良発見時に無償にて交換するものとする。
- ④ 乙は各学校と日程調整を行い、その予定表を点検実施前までに甲に提出すること。

4. 点検箇所

- ① 自動火災報知設備
- ② 屋内消火栓設備
- ③ 連結送水設備
- ④ 防火戸設備（シャッター、ダンパー含む）
※建築基準法第12条第4項に基づく、点検を実施すること。
- ⑤ 非常警報設備
- ⑥ 誘導灯及び誘導標識
- ⑦ その他（消火器、避難器具を除く）

5. 点検対象校及び設備

別紙の通り

6. 作動試験

- ① 乙は、点検時に加圧送水装置を一定時間運転して放水し、その状況を写真撮影すること。なお、その際、駆動部のグリスアップを行なうこと。
- ② 防火戸設備の動作状況を写真撮影すること。
- ③ 天井吹き付け材部分に設置されている感知器の作動試験をする際は、試験機器が天井面に当たらないように注意すること。また、天井材が飛散した場合は、清掃し適正な処分をすること。

7. 実施結果の報告

- ① 乙は、業務完了後速やかに防火管理者記名の点検票を、甲に2部提出するものとする。
- ② 乙は、外観、機能及び総合点検時において、各学校別の配置図面上に、不良箇所の設備の位置を示し、甲に提出すること。
- ③ ①の点検票とは別に点検終了後不良箇所の一覧表を提出すること。
- ④ 点検票における各設備の種別・容量等の内容については、必ず記入すること。
- ⑤ 点検票の提出時期について、1回目の点検結果については9月末までに必ず提出すること。また、建築基準法第12条第4項に基づく点検結果は、別冊にて整理・作成のこと。
2回目の点検結果については、3月末までに必ず提出すること。
- ⑥ 重要な消防設備（屋内消火栓設備、自動火災報知設備、非常警報設備）について、不具合が判明し次第、速やかに報告すること。

8. その他

- ① 業務実施中は児童の安全を確保してから行うこと。
- ② 業務実施中に問題点が生じた場合は、直ちに甲に連絡しその指示に従うこと。
- ③ 本仕様書は、一般的事項を示すものであり、不明の点及び本書に記載されていない事項については、甲・乙協議して定めるものとする。

点検対象校及び設備（小学校 A区分）

(単位：か所)

小学校名	火報用受信盤	防火戸等受信盤	分布型感知器	差動式スポット型感知器	定温式スポット型感知器	煙感知器	発信機	電鈴	加圧送水装置	屋内消火栓	シャッター	防火戸	ダンパー	連動式煙感	誘導灯	送水口	放水口	非常放送設置場所 (◎：リモコン設置校親機)	スピーカー数			連結送水管耐圧性能試験		
	放送室	事務室	職員室	廊下	屋体	その他																		
中部小学校	1	1	4	205	22	5	15	16	1	12	12	0		0	8	2	6	◎	○	15	1	8		
北部小学校	1	1	6	125	25	10	22	22	1	19	17	15		39	4	1	2		◎	○	55	9	79	
南部小学校	1	1	4	103	21	5	18	18	2	17	3	9		19	4	1	2	◎	○	13	4	1		
高木小学校	1	1	6	90	10	6	20	21	1	15	4	8		3	4			◎	○	15	4	1		
馬橋小学校	1	1	4	134	17	7	18	19	3	15	3	2		7	4			◎	○	23	2	10		
常盤平第一小学校	1	1	4	84	21	7	22	22	1	9	2	0		2	4			◎	○	16	5	45		
穂台小学校	1	1	4	189	21	4	20	22	1	18	4	0		4	4			◎	○	27	3	11		
上本郷小学校	1	1	13	169	16	4	21	21	1	20	7	3		10	4			◎	○	17	5	50		
根木内小学校	1	2	2	146	17	7	24	24	2	23	3	9		12	4			◎		28	1			
松飛台小学校	1	1	4	120	16	6	18	22	2	16	3	0		3	4	1	2		◎		24	2	4	
柿ノ木台小学校	1	1	4	115	21	4	17	17	2	16	4	10		21	4	2	8	◎	○	○	39	5		2系統
六実小学校	1	1	2	115	15	7	15	24	2	14	0	6	4	12	4	1	2	◎			27	1		1系統
梨香台小学校	1	1	4	82	22	5	17	17	1	15	5	0		5	4	1	4	◎	○	○	20	1	2	
河原塚小学校	1	1	4	104	20	5	15	15	1	14	4	9		10	4	1	7	◎	○		25	3	3	
旭町小学校	1	1	5	124	44	5	27	27	1	22	10	0		10	4	3	9	◎	○		31	2	2	
貝の花小学校	1	1	4	204	16	5	21	21	1	18	9	6		15	4			◎			24	2	7	
馬橋北小学校	1	1	6	104	10	5	21	22	1	19	6	4		10	6	2	8	◎	○		45	4	61	2系統
横須賀小学校	1	1	8	98	13	5	21	21	1	18	10	1		12	4	1	7	◎	○		16	1	7	1系統
六実第二小学校	1	2	8	61	10	8	13	14	1	11	10	0		10	6	1	3	◎	○	○	26	4	47	
松飛台第二小学校	1	1	8	98	17	3	13	13	1	12	6	2		8	7			◎			15	1	39	
大橋小学校	1	1	8	136	21	6	15	15	1	11	12	8		24	6	1	2	◎	○		20	1		
新松戸西小学校	1	1	7	134	19	6	18	21	1	19	11	3		17	18			○	○		20	2	9	
(旧) 古ヶ崎南小学校	1	1	6	105	12	5	15	16	1	16	8	0		8	6	1	4	○	○		10	1	38	
小学校計	23	25	125	2,845	426	130	426	450	30	369	153	95	4	261	121	19	66	18	19	8	551	64	424	6系統